

被災者支援掲示板

罹災証明・被災証明書の申請 P 3
支援金などを申請したい P 4
住まいに関する支援を受けたい P 6
事業者支援に関すること P 7
支払い猶予・各種減免に関すること P 8
その他 P 9

罹災証明・被災証明書の申請

罹災証明・被災証明書

【受付】平日(執務時間中)

【手数料】無料

■罹災証明書

各種支援金の給付・貸付など、各種支援措置を受ける際に必要となります。

【ところ】市役所 1階専用窓口・税務課、各支所

【申請の流れ】①被災者から市役所に申請

②被害状況の調査 ③罹災証明書の交付

④各種被災者支援措置の活用

【対象】罹災物件の居住者・所有者、その他の被害を受けた人

【持参物】本人確認書類(顔写真つきのもの1点または、顔写真つきでないもの2点)

※交付申請に期限は設けていませんが、時間の経過とともに被害状況の調査が困難になります。その場合、損害の程度が判定できず、発行できなくなることもありますので注意してください。

【問合せ先】税務課 ☎内線2529

■被災証明書

人的被害や、住家など以外の物件の被害について、被災したことを証明するものです。職場に提出したり、宿泊施設利用時の補助制度に使用できます。

【ところ】市役所 市民課、各支所

【持参物】本人確認書類(顔写真つきのもの1点または、顔写真つきでないもの2点)

【申請・問合せ先】市民課 ☎内線2125

■被災証明書(農業関係)

農地、農業用施設、農業用機械などが被災したことを証明するものです。農業資金などの申請に必要な場合があります。

【ところ】市役所 農林課、各支所

【申請・問合せ先】農林課 ☎内線49-7022

被災者生活再建支援制度

【問合先】 福祉課福祉総務係 ☎内線3125

■被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法に基づき支給される国の支援金)

【対 象】

- ▶ 住宅が全壊した世帯
- ▶ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ▶ 住宅が大規模半壊した世帯

【申請期限】

- ▶ 基礎支援金：2019年8月5日(月)まで
- ▶ 加算支援金：2021年8月5日(木)まで

■被災者生活再建緊急支援金(住宅被害があった被災世帯を対象に支給する県・市の支援金)

【対 象】

- ▶ 住宅が全壊した世帯
- ▶ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ▶ 住宅が大規模半壊した世帯
- ▶ 住宅が半壊した世帯

【申請期限】

- ▶ 特別支援金：2019年3月20日(水)まで

【受 付】 市役所・吉田支所 災害相談窓口、三間・津島支所福祉環境係、宇和海支所総務係

被害区分	住宅再建等区分	被災者生活再建支援金				被災者生活再建緊急支援金	
		基礎支援金		加算支援金		特別支援金	
		支給金額	必要書類	支給金額	必要書類	支給金額	必要書類
全壊・解体	建設・購入	100万円	罹災証明書、住民票、預金通帳の写し(解体の場合は半壊・敷地被害解体に応じて解体確認証明書、滅失登記簿謄本、敷地被害証明書類が必要)	200万円	契約書などの写し	75万円	罹災証明書、住民票、預金通帳の写し(解体の場合は半壊・敷地被害解体に応じて解体確認証明書、滅失登記簿謄本、敷地被害証明書類が必要)
	補修			100万円			
	賃貸住宅			50万円			
大規模半壊	建設・購入	50万円	罹災証明書、住民票、預金通帳の写し	200万円	75万円	罹災証明書、住民票、預金通帳の写し	
	補修			100万円			
	賃貸住宅			50万円			
半壊			—			37.5万円	

※単身世帯の場合は、上記金額の4分の3の額が支給されます。

被災見舞金

【問合先】 福祉課福祉総務係 ☎内線3125

【対 象】 災害により住家・人的被害を受けた世帯の世帯主または同居の遺族

【見舞金額】

- ①住家の全壊：10万円／世帯
- ②住家の大規模半壊または半壊：5万円／世帯
- ③住家の半壊に至らない床上浸水：2万円／世帯
- ④14日以上入院を要する人：2万円／人
- ⑤14日以上通院治療を要する人：1万円／人

※④～⑤については、災害発生後10日以内に治療を開始した場合に限ります。

【手 続】

- ▶①～③：罹災証明書交付後、被災者生活再建支援制度の申請と同時に受付
- ▶④～⑤：窓口にて随時受付（入院・治療期間が分かる領収書を持参してください）

【受 付】 市役所・吉田支所 災害相談窓口、三間・津島支所福祉環境係、宇和海支所総務係

※詳しくは、お問い合わせください。

災害弔慰金・障害見舞金

【問合せ先】 福祉課福祉総務係 ☎内線3125

■ 災害弔慰金

災害に関連して死亡された市民の遺族に対し、災害弔慰金が支給される場合があります（申し出が必要）。

【支給額】 死亡した人の世帯における生計維持の状況により異なります。

- ▶ 生計を主として維持していた場合：500万円
- ▶ そのほかの場合：250万円

■ 災害障害見舞金

災害により精神または身体に著しい障害を受けた人に対して支給されます（申請が必要）。

【支給額】 重度の障害を受けた人の世帯における生計維持の状況により異なります。

- ▶ 生計を主として維持していた場合：250万円
- ▶ そのほかの場合：125万円

【対象】

- ▶ 両眼が失明した
- ▶ 咀嚼および言語の機能を廃した
- ▶ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する
- ▶ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する
- ▶ 両上肢をひじ関節以上で失った
- ▶ 両上肢の用を全廃した
- ▶ 両下肢をひざ関節以上で失った
- ▶ 両下肢の用を全廃した
- ▶ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる

義援金の配分

【問合せ先】 財政課財政係 ☎49 - 7008

市内外の皆さんから寄せられた義援金を、次のとおり配分します。

【対象】

- ① 死亡された市民の遺族
- ② 重傷者（1ヵ月以上の医師の治療を要する負傷）のいる世帯
- ③ 住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯
- ④ 住家が一部損壊の被害を受けた世帯

【配分額】

被害区分	第1次配分額		
	県分	市分	合計
① 死亡者の遺族	50万円	5万円	55万円
② 重傷者	10万円	1万円	11万円
全壊	30万円	3万円	33万円
③ 大規模半壊・半壊	20万円	2万円	22万円
床上浸水	10万円	1万円	11万円
④ 一部破損	5万円	5,000円	5万5,000円

【受付】

- ① 災害弔慰金に準じて支給されます。申請の必要はありません。
- ②③ 被災見舞金と同時に受け付けます。
- ※③ 手続きを終えた人には、指定された口座に振り込みます。新たな申請の必要はありません。
- ④ 罹災証明書（写し可）、通帳またはキャッシュカードのコピーを持参してください。

【受付場所】 市役所・吉田支所 災害相談窓口、三間・津島支所福祉環境係、宇和海支所庶務係

【注意事項】

- ▶ 追加配分があった場合は、決定済みの被害区分に応じた額を追加で振り込みます。追加配分に対する新たな申請は不要です。
- ▶ 口座振替をもって義援金支給決定通知書に代えます。申請した人で不支給となった場合は、個別通知します。

※第2次配分以降で、配分対象が見直される場合があります。

住宅の応急修理制度

【問合先】 建築住宅課 ☎49-7028

被災した住宅のトイレなどの日常生活に必要な不可欠で最小限度の部分の修理について、市が業者に依頼し、直接、修理費用を支払います。

住宅の修理を検討している人は、修理を工務店などに発注する前に、必ず相談してください。

※申請には、罹災証明書(写し可)などが必要です。

【対象】 次のすべての条件に当てはまる人(世帯)

- ▶ 応急仮設住宅の利用をしない
- ▶ 応急修理を行うことによって、避難所などへの避難の必要がなくなる

▶ 災害のため住宅が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない

▶ 災害により住宅が大規模半壊の被害を受けた(全壊住宅でも応急修理を実施することで居住が可能になる場合は対象になります)

【費用】 1世帯あたり58万4,000円以内

【必要書類】 住宅の応急修理申込書、資力に関する申出書、住宅の応急修理申込チェックシート、罹災証明書(写し可)

被災家屋の解体・撤去・処分

豪雨災害で被害を受けた住家などを所有者に代わって解体・撤去します。

【対象】 罹災証明書で全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた人

【内容】 解体・収集・運搬・処分費用

※自費で解体した人、これから自費で解体を検討している人は相談してください。

【受付】 9月28日(金)まで(執務時間中)

【申込・問合先】 都市整備課 ☎49-7027または各支所

市道・河川などの土砂撤去

市道・市管理河川・赤道・青水路などに土砂が堆積し、早急に撤去しないと危険な箇所にある土砂を自治会などで撤去する場合に、その費用を負担します。

【対象】

- ▶ 自治会などの団体であること
- ▶ 事前にボランティア活動保険に加入すること(無料：建設課へ申し込み)

【必要書類】 作業前・中・後の写真、請求書(宛先：宇和島市長)などを提出してください。

【問合先】 建設課 ☎49-7026または各支所産業建設係

宅地内の土砂の撤去

居室や台所、トイレなどの日常生活上欠くことができない場所や、住家の入口付近などの土砂を撤去します。手続きには、罹災証明書(写し可)の提出および申請が必要です。

【対象】

- ▶ 住居内に入り込んだ土砂などを除去できず、罹災証明書により住宅が床上浸水、半壊・大規模半壊の被害を受け、今後もその住家に居住する場合
- ▶ 住居外の土砂などを自力で撤去できず、堆積している土砂が公益上重大な支障となる場合

【申込・問合先】 建築住宅課 ☎49-7028または都市整備課 ☎49-7027

被災家屋の消毒

床上または床下浸水の被害に遭った世帯に、感染症予防のため消毒液を配布しています(1世帯1本)。なお、自身で消毒作業ができない人については、生活環境課に相談してください。

【配布場所】 市役所 生活環境課、各支所

【問合先】 生活環境課 ☎49-7013

※詳しくは、お問い合わせください。

中小企業者支援

【提出・問合せ先】商工観光課 ☎49 - 7080

被災した中小企業者などが事業再建を図る取り組みを支援します。

【対象】平成30年7月豪雨災害で被災した中小企業者などで、市内に住所および事業所がある人、または市内に主たる事業所がある会社

■補助金

【補助率】3分の2(上限:100万円)

【対象事業】被災した中小企業者などが行う事業再建のために必要な備品の調達や修繕、罹災した事業所に対する工事や修繕

【補助対象経費】備品費、工事費、修繕費

【対象期間】平成31年3月31日までに実施するもの

【申請期間】平成31年3月31日(日)まで

■利子補給

【対象融資】

- ▶災害関連対策資金(県)
- ▶災害復旧貸付(日本政策金融公庫)
- ▶災害復旧資金(商工組合中央金庫)

【対象資金】3,000万円まで

【補給率】1.36%以内

【対象期間】

- ▶運転資金:7年
- ▶設備資金:10年

【申請の流れ】①必要書類を商工観光課へ提出

②利子補給額を通知

③利子補給金を支払い(毎年3月ごろ)

【申請期間】平成31年1月31日(木)まで

豪雨被害営農継続緊急支援事業

【問合せ先】農林課 ☎内線49 - 7022またはえひめ南農業協同組合管内各営農センター

【内容】農業者の応急的な復旧を支援します。

- ▶被害を受けた農作物の病害防除、樹(草)勢回復、植え直しをしたい
- ▶コンバイン・乾燥機が壊れたので米の収穫や乾燥調整作業を委託したい
- ▶スプリンクラーが被災して防除ができないので、防除やかん水作業を委託したい
- ▶ほ場や園内作業道に流入した土砂を撤去したいが重機がない

【補助対象経費】

- ▶追加的な施肥・防除に必要な肥料・農薬代、植え直しによる種苗・肥料・資材代
- ▶当年産米収穫調整などの作業の委託費
- ▶防除作業の委託費または応急的な代替機械の購入費
- ▶被災ほ場などの応急的な復旧のための機械などのレンタル料

雇用調整助成金の特例適用について

平成30年7月豪雨による災害に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業などを行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当・賃金などの一部を助成します。

そのほか雇用・労働関係の各種支援などもあります。

【問合せ先】ハローワーク宇和島 ☎22 - 8609

労働保険料などの納付について

災害によって損失を受けたため、納期限内に労働保険料などを納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

申請に必要な「納付猶予申請書」および「被災明細書」は、宇和島労働基準監督署にて配布しています。

【申請・問合せ先】宇和島労働基準監督署 ☎22 - 4655

被災にかかる医療費の免除

住家全半壊・床上浸水などで被災した人は、医療機関などの窓口で被災したことを申告すると、一部負担金の支払いが猶予または免除されます。

【対象】 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入し、平成30年7月豪雨により次のいずれかに当てはまる人

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被害にあった
- ②主たる生計維持者が死亡または重とくな傷病を負った
- ③主たる生計維持者が行方不明

- ④主たる生計維持者が業務を廃・休止した
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

【猶予対象期間】 10月31日までの診療分

※対象者は、医療機関などの窓口で①～⑤に該当することを申告してください(入院時食事療養費および入院時生活療養費の標準負担分は猶予または免除の対象外)。

【保険者証の提示】 被災した人については、各被保険者証を提示しなくても受診できます。

【問合先】 保険健康課保険業務係 ☎内線2120または後期高齢者医療係 ☎2121

NHK放送受信料の免除

【対象】 半壊、床上浸水以上程度の被害を受けた建物の放送受信契約

【免除期間】 7月～12月(6ヵ月間)

【手続】 免除申請書と罹災証明書の写しを添えて郵送してください。

※免除申請書は市役所・吉田支所 災害相談窓口、三間・津島支所で配布しています。

【申込・問合先】 〒790-8501 松山市堀之内5番地 NHKふれあいセンター ☎0570-077-077

税・保険料の減免申請受付

平成30年7月豪雨の被災者について、市県民税、固定資産税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免申請を受け付けます。

【ところ】 市役所・吉田支所 1階ロビー(特設会場)

【特設会場設置期間】 9月10日(月)まで

※三間・津島支所は各担当窓口にて受け付けます。

【問合先】 (市県民税・固定資産税) 税務課 ☎内線2537、(国民健康保険料) 保険健康課保険業務係 ☎2120・税務課市民税係2513、(後期高齢者医療保険料) 保険健康課後期高齢者医療係 ☎2121

または各支所

生命保険協会からのお知らせ

生命保険会社では、被災した加入者に次の取り扱いを行います。

▶ 保険料の払い込みを猶予する期間を最長6ヵ月延長します。

▶ 保険金・給付金および契約者貸付などの支払いに必要な書類を省略し、簡易迅速に支払います。

【契約が分からなくなった人へ】 家屋などの流出などにより、生命保険に関する手がかりがない人のために、契約の有無に関する調査を依頼する「災害地域生保契約照会センター」を運営しています。

【問合先】 災害地域生保契約照会センター専門フリーダイヤル ☎0120-001-731

住宅ローンなどの減免

【対象】 平成30年7月豪雨により被災した市内住所、居所、事業所をもつ人

【内容】 2021年3月31日までの間に、裁判所に民事調停の申し立てをする場合、登録支援専門家(弁護士など) 手続支援が無料

【問合先】 ローン借入先の金融機関など

※詳しくは、お問い合わせください。

災害援護資金

【問合せ先】福祉課福祉総務係 ☎内線2154

豪雨災害による生活の立て直しのための資金を貸し付けます。

【貸付限度額】

被害の種類および程度	世帯主が負傷し、療養期間が約1ヵ月以上	世帯主に約1ヵ月以上の負傷がない
家財・住居に損害なし	150万円	—
家財に3分の1以上の損害あり	250万円	150万円
住家の半壊	270万円 (※350万円)	170万円 (※250万円)
住家の全壊	350万円	250万円 (※350万円)

※被災した住宅を立て直すにあたり住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合の事情があるときの限度額。

【対 象】 次のすべての条件に当てはまる人

- ▶ 被災当時、本市に住んでいた
- ▶ 災害により世帯主が重傷を負った世帯または住家・家財に著しい損害を受けた世帯

【償還期間】 10年(3年は据置期間)

【貸付利子】 3%(利子相当額を市が利子補給します)

【申込期間】 10月31日(水)まで

【必要書類】 災害援護資金借入申込書、罹災証明書、身分証明書、医師の診断書(世帯主に1ヵ月以上の負傷がある場合)、所得証明書(平成30年1月1日時点で、申請者または連帯保証人の住民登録が市外にある場合)

※原則として、市に住居し、連帯責任を負うだけの資産または確実な収入がある連帯保証人(1人)が必要です。また、貸し付けには所得制限があります。

資源物回収の中止

宇和島・吉田地区の資源物回収(古紙・飲料用空き缶・乾電池)の回収を中止します。

また、「市役所で4のつく日の古紙回収」および「鶴島公民館で毎月第2火曜日は古紙回収」もあわせて中止します。ご理解とご協力をお願いします。

※三間・津島地区については予定通り実施します。

【期 間】 9月30日(日)まで

【問合せ先】生活環境課 ☎内線2211・2227

運転免許証の有効期間延長

平成30年7月豪雨に伴い、運転免許証の有効期間を延長します。

有効期限が6月28日～11月29日までの運転免許証を持っている人は、11月30日まで引き続き運転できます。ただし、11月30日までに更新手続きを行ってください。

【問合せ先】運転免許センター ☎089-934-0110または宇和島警察署 ☎22-0110

宿泊施設利用費補助

【内 容】 市内宿泊施設を利用した人に対して、1人1泊あたり3,000円の補助金を交付します(宿泊料が3,000円未満の場合は、実際の支払額が上限)。

【対 象】 次のすべての条件に当てはまる人

- ▶ 平成30年7月5日時点で市内に住んでいた
- ▶ 平成30年7月5日から8月31日の間に、市内宿泊施設に宿泊して宿泊料を支払った
- ▶ 本市が発行する被災証明書の交付を受けた

【申請期間】 12月28日(金)まで

【申請書配布場所】 市役所 商工観光課、吉田・三間支所産業建設係、市内各宿泊施設窓口

【問合せ先】商工観光課 ☎49-7080

被災者専用こころの相談ダイヤル

▶ ☎0800-200-2222

【受 付】 平日 午前9時～午後5時

※9月からは毎日受け付けています。

【通話料】 無料